

# 統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 26 年 5 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

# 目 次

<b>1 統計調査の承認等の状況（総括表）</b>	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	2
届出統計調査の受理	3
<b>2 基幹統計調査の承認</b>	5
作物統計調査（平成26年承認）（農林水産省）	5
農業経営統計調査（平成26年承認）（農林水産省）	10
<b>3 一般統計調査の承認</b>	15
純粋持株会社実態調査（平成26年承認）（経済産業省）	15
サービス産業動向調査（平成26年承認）（総務省）	16
家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査全国試験調査（平成26年承認） （環境省）	20
就労条件総合調査（平成26年承認）（厚生労働省）	22
<b>4 届出統計調査の受理</b>	24
<b>(1) 新規</b>	24
特定化学物質等取扱事業所「大規模災害に関するアンケート調査」（平成26年届出） （埼玉県）	24
特定化学物質等取扱事業所「大規模災害に関するアンケート調査」（平成26年届出） （さいたま市）	25
消費税増税後の地域経済状況調査（平成26年届出）（宮崎県）	26
静岡市重症心身障がい児（者）支援事業ニーズ調査（平成26年届出）（静岡市）	27
第12期 市政アドバイザー 第4回意識調査（平成26年届出）（神戸市）	28
滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査（平成26年届出）（滋賀県）	29
手話に関するアンケート（平成26年届出）（鳥取県）	31
いわて女性の活躍促進に関するアンケート（平成26年届出）（岩手県）	33
ミドルエイジ（35歳～54歳層）の採用に関する調査（平成26年届出）（大阪府）	34
児童生徒の食生活等実態調査（平成26年届出）（香川県）	35
<b>(2) 変更</b>	36
佐賀県労働条件等実態調査（平成26年届出）（佐賀県）	36
賃金等調査（平成26年届出）（福岡県）	37

東京の中小企業の現状に関するアンケート調査（流通産業編）（平成 26 年届出）（東京都）	38
広島県職場環境実態調査（平成 26 年届出）（広島県）	40
北九州市障害児・者等実態調査（平成 26 年届出）（北九州市）	42
工業基本調査（平成 26 年届出）（栃木県）	45

〔利用上の注意〕

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下、「本月報」という。）中で「指定統計」とは、改正前の統計法（昭和 22 年法律第 18 号。以下「旧統計法」という。）第 2 条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「新統計法」という。）により廃止された統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第 8 条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第 24 条第 1 項又は第 25 条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第 2 条第 4 項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階（平成 21 年 4 月 1 日）で引き続き作成されていたものについては、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成 年承認」「平成 年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

## 基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
作物統計調査	農林水産大臣	承認事項の変更 水稲に係る作況調査及び 共済減収調査における調査 方法について、従前の職員調 査の一部で調査員調査を併 用	H26.5.30
農業経営統計調査	農林水産大臣	承認事項の変更 調査方法について、従前 の職員調査の一部で調査員 調査を併用	H26.5.30

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

## 一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H26.5.9	純粹持株会社実態調査	経 済 産 業 大 臣
H26.5.12	サービス産業動向調査	総 務 大 臣
H26.5.29	家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査全国試験調査	環 境 大 臣
H26.5.30	就労条件総合調査	厚 生 労 働 大 臣

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

## 届出統計調査の受理

### (1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H26.5.7	特定化学物質等取扱事業所「大規模災害に関するアンケート調査」	埼玉県知事
H26.5.9	特定化学物質等取扱事業所「大規模災害に関するアンケート調査」	さいたま市長
H26.5.12	消費税増税後の地域経済状況調査	宮崎県知事
H26.5.16	静岡市重症心身障がい児(者)支援事業ニーズ調査	静岡市長
H26.5.19	第12期 市政アドバイザー 第4回意識調査	神戸市長
H26.5.22	滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査	滋賀県知事
H26.5.26	手話に関するアンケート	鳥取県知事
H26.5.28	いわて女性の活躍促進に関するアンケート	岩手県知事
H26.5.28	ミドルエイジ(35歳~54歳層)の採用に関する調査	大阪府知事
H26.5.28	児童生徒の食生活等実態調査	香川県知事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(新規)について掲載したものである。

( 2 ) 変 更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H26.5.8	佐賀県労働条件等実態調査	佐 賀 県 知 事
H26.5.14	賃金等調査	福 岡 県 知 事
H26.5.19	東京の中小企業の現状に関するアンケート調査（流通産業編）	東 京 都 知 事
H26.5.26	広島県職場環境実態調査	広 島 県 知 事
H26.5.27	北九州市障害児・者等実態調査	北 九 州 市 長
H26.5.30	工業基本調査	栃 木 県 知 事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(変更)について掲載したものである。

## 基幹統計調査の承認

【調査名】 作物統計調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年5月30日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課

【目的】 本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、作物統計（法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成することにより耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的とする。

【沿革】 昭和22年に開始し、昭和25年から指定統計調査として実施している。昭和54年には、一部調査事項について調査項目の区分及び調査期日の変更を行った。平成14年には、（1）関連する承認統計調査を含めた調査体系の整備、（2）調査対象品目の選定基準の策定、（3）調査票の統廃合、OCR化等を実施した。平成17年には、（1）作付予定面積調査及び野菜・果樹に係る予想収穫量調査の廃止、（2）てんさい・さとうきびに関する作付面積調査及び予想収穫量・収穫量調査の郵送調査化等の変更を行った。平成19年には、（1）かんしょ及び甘味資源作物（てんさい及びさとうきび）に係る予想収穫量調査の廃止、（2）耕地面積調査及び水稻に係る作付面積調査において、調査員による実測調査の導入、（3）水稻以外の作物に係る作付面積調査については農業協同組合その他の関係団体を対象に、水稻以外の作物に係る収穫量調査については関係団体及び標本経営体を対象に往復郵送化をそれぞれ実施した。統計法の全部改正に伴い、平成21年4月から基幹統計調査に移行している。

【調査の構成】 1 - 耕地面積調査 2 - 作付面積調査 3 - 作柄概況調査 4 - 予想収穫量調査 5 - 収穫量調査 6 - 被害応急調査 7 - 共済減収調査

【公表】 インターネット及び印刷物（各公表の公表予定時期については、おおむね次のとおり。1．耕地面積調査は、10月下旬、2．作付面積調査は、作物ごとにそれぞれ6月中旬～翌年の2月上旬の間、3．作柄概況調査は、7月～9月の各下旬、4．予想収穫量調査は、10月下旬、5．収穫量調査は作物ごとにそれぞれ6月中旬～翌年5月下旬までの間、6．被害応急調査は、原則として四半期ごと及び天災融資法発動の際、7．共済減収調査は、各作物ごとに調査実施後3か月以内。）

【備考】 今回の変更は、水稻に係る作況調査及び共済減収調査について従来の職員調査に加えて調査員調査を導入するものである。

【調査票名】 1 - 耕地面積調査

【調査対象】 （地域）全国 （単位）圃場 （属性）圃場

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）約40000 / 約2000000 （配



布)職員又は調査員による実測調査 (取集)職員又は調査員による実測調査 (記入)他計 (把握時)毎年7月15日現在 (系統)地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県:農林水産省-地方農政局、地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県:農林水産省-地方農政局-地域センター、農林水産省-地方農政局、北海道:農林水産省-北海道農政事務所-地域センター、農林水産省-北海道農政事務所、沖縄県:農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター、地方農政局が所在しない都府県(沖縄県を除く.):農林水産省-地方農政局-取りまとめ地域センター-(地域センター)

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年7月上旬~7月下旬

【調査事項】 1.耕地の田畑別面積、2.耕地の田畑別の拡張及びかい廃面積

【調査票名】 2-作付面積調査

【調査対象】 (地域)全国(作物によっては一部の地域。また、作物によっては、3年又は5年ごとに全国調査を行い、その中間年には主産県で調査を行う。)  
(単位)圃場、協同組合、事業所又は企業、世帯 (属性)1.圃場、2.農業協同組合、荒茶工場、製糖会社、製糖工場、集出荷団体、集出荷業者、その他の関係団体、3.耕地の所有者又は耕作者(農林業経営体を含む。)

【調査方法】 (選定)全数・無作為抽出・有意抽出 (客体数)7,820/26920(水稻を除く) (配布)水稻(職員又は調査員による実測調査)、水稻以外の作物(郵送) (取集)水稻(職員又は調査員による実測調査)、水稻以外の作物(郵送) (記入)併用 (把握時)作物により、7月15日、9月1日又は収穫期 (系統)地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県:農林水産省-地方農政局-報告者、地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県:農林水産省-地方農政局-地域センター-報告者、農林水産省-地方農政局-報告者、北海道:農林水産省-北海道農政事務所-地域センター-報告者、農林水産省-北海道農政事務所-報告者、沖縄県:農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター-報告者、地方農政局が所在しない都府県(沖縄県を除く.):農林水産省-地方農政局-取りまとめ地域センター-(地域センター)-報告者(水稻については、調査員又は職員による実測調査)

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)水稻については、7月上旬~7月下旬。それ以外の作物については、把握時の前後の期間

【調査事項】 作物の種類別作付面積

【調査票名】 3-作柄概況調査

【調査対象】 (地域)全国(7月15日現在調査については、徳島県、高知県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県) (単位)圃場 (属性)圃場

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)約40000/約2000000 (配布)水稲(職員又は調査員による実測調査) (収集)水稲(職員又は調査員による実測調査) (記入)他計 (把握時)7月15日、8月15日及びもみ数確定期 (系統)地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県:農林水産省-地方農政局、地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県:農林水産省-地方農政局-地域センター、農林水産省-地方農政局、北海道:農林水産省-北海道農政事務所-地域センター、農林水産省-北海道農政事務所、沖縄県:農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター、地方農政局が所在しない都府県(沖縄県を除く.):農林水産省-地方農政局-取りまとめ地域センター-(地域センター)

【周期・期日】 (周期)年3回 (実施期日)把握時の前後の期間

【調査事項】 水稲の時期別の作柄概況

【調査票名】 4 - 予想収穫量調査

【調査対象】 (地域)全国 (単位)圃場 (属性)圃場

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)約40000/約2000000 (配布)水稲(職員又は調査員による実測調査) (収集)水稲(職員又は調査員による実測調査) (記入)他計 (把握時)毎年10月15日現在 (系統)地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県:農林水産省-地方農政局、地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県:農林水産省-地方農政局-地域センター、農林水産省-地方農政局、北海道:農林水産省-北海道農政事務所-地域センター、農林水産省-北海道農政事務所、沖縄県:農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター、地方農政局が所在しない都府県(沖縄県を除く.):農林水産省-地方農政局-取りまとめ地域センター-(地域センター)

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年10月上旬~10月中旬

【調査事項】 水稲の予想収穫量

【調査票名】 5 - 収穫量調査

【調査対象】 (地域)全国(作物によっては一部の地域。また、作物によっては、3年又は5年ごとに全国調査を行い、その中間年には主産県で調査を行う。)  
(単位)圃場、協同組合、事業所又は企業、世帯 (属性)1.圃場、2.農業協同組合、荒茶工場、製糖会社、製糖工場、集出荷団体、集出荷業者、

その他の関係団体、3. 耕地の所有者又は耕作者（農林業経営体を含む。）

【調査方法】（選定）全数・無作為抽出・有意抽出（客体数）約95000/約1000000（配布）水稲（職員又は調査員による実測調査）水稲以外の作物（郵送）（収集）水稲（職員又は調査員による実測調査）水稲以外の作物（郵送）（記入）併用（把握時）作物ごとの収穫期（系統）地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省 - 地方農政局 - 報告者、地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：農林水産省 - 地方農政局 - 地域センター - 報告者、農林水産省 - 地方農政局 - 報告者、北海道：農林水産省 - 北海道農政事務所 - 地域センター - 報告者、農林水産省 - 北海道農政事務所 - 報告者、沖縄県：農林水産省 - 内閣府沖縄総合事務局 - 農林水産センター - 報告者、地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）：農林水産省 - 地方農政局 - 取りまとめ地域センター - （地域センター） - 報告者（水稲については、職員による実測調査）

【周期・期日】（周期）年（実施期日）把握時の前後の期間

【調査事項】作物の種類別収穫量（水稲にあつてはその災害種類別の被害量、果樹及び野菜にあつては出荷量を含む。花きにあつては出荷量に限る。）

【調査票名】6 - 被害応急調査

【調査対象】（地域）作物について重大な被害が発生したと認められる地域（単位）圃場（属性）圃場

【調査方法】（選定）有意抽出（配布）職員による実測調査（収集）職員による実測調査（記入）他計（把握時）農作物に重大な被害が発生したとき（系統）地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省 - 地方農政局、地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：農林水産省 - 地方農政局 - 地域センター、農林水産省 - 地方農政局、北海道：農林水産省 - 北海道農政事務所 - 地域センター、農林水産省 - 北海道農政事務所、沖縄県：農林水産省 - 内閣府沖縄総合事務局 - 農林水産センター、地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）：農林水産省 - 地方農政局 - 取りまとめ地域センター - （地域センター）

【周期・期日】（周期）年（実施期日）農作物に重大な被害が発生したと認められる場合、速やかに行う。

【調査事項】災害を受けた作物（作物について重大な災害等が発生したと認められる地域内にある作物の栽培の用に供される土地のうちからセンターの長が選定した土地において栽培される作物）の災害種類別作付面積及び被害量

【調査票名】 7 - 共済減収調査

【調査対象】 (地域) 農作物、畑作物及び果樹共済事業を実施する都道府県のうち、当該作物ごとに農林水産省統計部長が定める都道府県 (単位) 圃場 (属性) 圃場

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (配布) 職員又は調査員による実測調査 (収集) 職員又は調査員による実測調査 (記入) 他計 (把握時) 作物により、収穫期又は暴風雨が発生したとき (系統) 地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省 - 地方農政局、地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：農林水産省 - 地方農政局 - 地域センター、農林水産省 - 地方農政局、北海道：農林水産省 - 北海道農政事務所 - 地域センター、農林水産省 - 北海道農政事務所、沖縄県：農林水産省 - 内閣府沖縄総合事務局 - 農林水産センター、地方農政局が所在しない都道府県(沖縄県を除く。): 農林水産省 - 地方農政局 - 取りまとめ地域センター - (地域センター)

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 原則として収穫期に行う。ただし、りんご、ぶどう、なし及びももについては、暴風雨が発生した場合、速やかに行う。

【調査事項】 作物(農業災害補償法第84条第1項第1号、第4号及び第6号に掲げる作物の栽培の用に供される土地のうちから当該作物の種類ごとに抽出した土地において栽培される当該作物)の種類別共済基準減収量及び当該基準減収量に係る作付面積

【調査名】 農業経営統計調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年5月30日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課

【目的】 本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、農業経営統計（法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成し、農業経営体の経営及び農産物の生産費の実態を明らかにするとともに、農業行政に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 従来の農家経済調査（指定統計第36号）及び米生産費統計調査（指定統計第100号）並びに米以外の農産物、畜産物及び繭の生産費調査（承認統計調査）を整理・統合し、新たに指定統計として指定され、平成6年7月から調査を実施している。その後、家計費に係る調査の家計調査（指定統計第56号）への一元化に伴い、本調査から家計収支の実態を明らかにする部分が削除されるとともに、自給的農家が調査対象から除外され、平成12年1月から適用されている。また、平成18年1月から、農家以外の農業経営体（組織経営体）のうち、会社や法人組織経営について自計による郵送調査（郵送回収）を導入した。そして、平成24年1月から、1.「なたね、そば等生産費調査」（一般統計調査）との統合や調査対象範囲の変更による調査体系の変更、2.調査方法の多様化（決算書類等の活用、オンライン調査の導入）等を行って実施している。調査の実施に当たっては、東日本大震災への対応として、被災地域を調査対象から除外し、標本を再配分する措置が取られた。

【調査の構成】 1 - 現金出納帳 2 - 作業日誌 3 - 経営台帳（個別経営体用） 4 - 経営台帳（組織法人経営体用） 5 - 経営台帳（任意組織経営体用）

【公表】 インターネット及び印刷物（営農類型別経営統計：調査実施年の翌年7月、10月、農畜産物生産費統計：調査実施年の翌年6月、7月、8月、10月）

【備考】 今回の変更は、職員調査によっていた部分について調査員調査の併用を導入するものである。

【調査票名】 1 - 現金出納帳

【調査対象】 （地域）全国 （単位）農業経営体 （属性）農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体 （抽出枠）2005年農林業センサス、2010年世界農林業センサス、平成22年集落営農実態調査

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）9,447/2,830,312 （配布）職員又は統計調査員 （取集）調査員・郵送・オンライン・その他（職員調査） （記入）自計 （把握時）月末現在 （系統）地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省 - 地方農政局 - 報告者、地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：農

農林水産省 - 地方農政局 - 地域センター - 報告者、農林水産省 - 地方農政局 - 報告者、北海道：農林水産省 - 北海道農政事務所 - 地域センター - 報告者、農林水産省 - 北海道農政事務所 - 報告者、沖縄県：農林水産省 - 内閣府沖縄総合事務局 - 農林水産センター - 報告者、地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）：農林水産省 - 地方農政局 - 取りまとめ地域センター - （地域センター） - 報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）毎月

【調査事項】 1．収入・支出（農業経営に係る贈り物・もらい物を含む。） 2．家計または農業生産関連事業に使った生産物（自営に使用する生産費該当生産物） 3．農外等収入、4．農外等支出

【調査票名】 2 - 作業日誌

【調査対象】 （地域）全国 （単位）農業経営体 （属性）農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体 （抽出枠）2005年農林業センサス、2010年世界農林業センサス、平成22年集落営農実態調査

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）9,447 / 2,830,312 （配布）職員又は統計調査員 （収集）調査員・郵送・オンライン・その他（職員調査） （記入）自計 （把握時）月末現在 （系統）地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省 - 地方農政局 - 報告者、地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：農林水産省 - 地方農政局 - 地域センター - 報告者、農林水産省 - 地方農政局 - 報告者、北海道：農林水産省 - 北海道農政事務所 - 地域センター - 報告者、農林水産省 - 北海道農政事務所 - 報告者、沖縄県：農林水産省 - 内閣府沖縄総合事務局 - 農林水産センター - 報告者、地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）：農林水産省 - 地方農政局 - 取りまとめ地域センター - （地域センター） - 報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）毎月

【調査事項】 1．作業区分、作業名、1日当たり標準労働時間、作業日、2．労働時間（日付、作物名、作業内容、家族・住み込みの年雇及び雇用別労働時間） 3．生産費該当品目に使用した資材（品名、数量）

【調査票名】 3 - 経営台帳（個別経営体用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）農業経営体 （属性）農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体 （抽出枠）2005年農林業センサス、2010年世界農林業センサス

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）8,866 / 2,815,988 （配

布)職員又は統計調査員 ( 収集 ) 調査員・郵送・オンライン・その他 ( 職員調査 ) ( 記入 ) 併用 ( 把握時 ) 年末現在 ( 系統 ) 地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県 : 農林水産省 - 地方農政局 - 報告者、地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県 : 農林水産省 - 地方農政局 - 地域センター - 報告者、農林水産省 - 地方農政局 - 報告者、北海道 : 農林水産省 - 北海道農政事務所 - 地域センター - 報告者、農林水産省 - 北海道農政事務所 - 報告者、沖縄県 : 農林水産省 - 内閣府沖縄総合事務局 - 農林水産センター - 報告者、地方農政局が所在しない都府県 ( 沖縄県を除く。 ) : 農林水産省 - 地方農政局 - 取りまとめ地域センター - ( 地域センター ) - 報告者

【周期・期日】 ( 周期 ) 年 ( 実施期日 ) 毎年

【調査事項】 1 . 世帯員 ( 氏名、性別、生年月、就業状況等 ) 2 . 土地 ( 1 ) 総括表 ( 種類、地目、ほ場名・地番、土地台帳面積又は総面積、課税評価額、負担割合等 ) ( 2 ) 異動表 ( 移動事由、異動年月、種類、地目、異動後の地目、異動面積 ) 3 . 建物及び自動車・農機具 ( 1 ) 総括表 ( 種類、構造、新古区分、取得年月、取得価額、年始め延べ面積、農業、農外、家計の負担割合、部門別の負担割合等 ) ( 2 ) 異動表 ( 異動事由、異動年月、種類、構造、異動延べ面積 ) 4 . 植物 ( 1 ) 総括表 ( 種類、品種、植栽年月、取得価額又は成園価額、年始め植栽面積 ) ( 2 ) 異動表 ( 異動事由、異動年月、種類、品種、植栽年月、異動面積 ) 5 . 牛馬 ( 1 ) 総括表 ( 種類、品種、販売目的区分、性別、生産年月、成畜に達した年月、取得年月、取得価額、年始め頭数等 ) ( 2 ) 異動表 ( 異動事由、異動年月、種類、品種、性別、生産年月、成畜に達した年月、頭数等 ) 6 . 中小動物 ( 種類、品種、性別、生産年月、取得年月、頭羽数 ) 7 . 現物在庫 ( 1 ) 未処分農産物 ( 品目、数量 ) ( 2 ) 農業生産資材 ( 品目、該当部門、数量 ) 8 . 現金・預貯金等及び借入金 ( 1 ) 現金・預貯金及び売掛未収入金 ( 区分、名称、年始め現在高、農業負担割合、年末現在高、農業負担割合 ) ( 2 ) 借入金及び買掛未払金 ( 区分、名称、年始め現在高、負担割合、年末現在高、負担割合 ) 9 . 自給牧草 ( 1 ) 作付面積・生産量 ( 種類、作付面積、牧草生産量、収穫回数 ) ( 2 ) 牧草費用価減価償却配賦表 ( 資産等、種類、構造・型式、牧草名等 ) 10 . 調査客体概況 ( 1 ) 営農類型別統計関連項目、( 2 ) 農産物生産費統計関連共通項目、( 3 ) 米生産費統計関連項目、( 4 ) 麦類・大豆・畑作物生産費統計、( 5 ) 牛乳生産費・肉用牛生産費・肥育豚生産費統計関連共通項目、( 6 ) 牛乳生産費統計関連項目、( 7 ) 子牛生産費統計関連項目、( 8 ) 肥育豚生産費統計関連項目

【調査票名】 4 - 経営台帳（組織法人経営体用）

【調査対象】（地域）全国（単位）農業経営体（属性）農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体（抽出枠）2010年世界農林業センサス、平成22年集落営農実態調査

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）369/10,597（配布）職員又は統計調査員（収集）調査員・郵送・オンライン・その他（職員調査）（記入）併用（把握時）年末現在（系統）地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省 - 地方農政局 - 報告者、地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：農林水産省 - 地方農政局 - 地域センター - 報告者、農林水産省 - 地方農政局 - 報告者、北海道：農林水産省 - 北海道農政事務所 - 地域センター - 報告者、農林水産省 - 北海道農政事務所 - 報告者、沖縄県：農林水産省 - 内閣府沖縄総合事務局 - 農林水産センター - 報告者、地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）：農林水産省 - 地方農政局 - 取りまとめ地域センター - （地域センター） - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年

【調査事項】1. 貸借対照表（1）固定資産細分配賦表（植物及び動物、建物・構築物及び自動車・農機具、土地、その他）（2）流動資産・繰延資産・負債・資本科目配賦表、2. 損益計算書（1）農業収入、（2）農業生産関連事業収入の内訳、（3）制度受取金、積立金等の内訳、（4）農作業受託収入の内訳、（5）事業収入計、（6）事業外収支の内訳、（7）科目配賦表、（8）法人税等引当額、3. 調査客体概況（1）水陸稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物及び飼料作物の作付面積等、（2）野菜及び花きの作付面積、（3）果樹（茶、桑を含む。）の植栽面積等、（4）畜産物の販売状況等、（5）農作業受託及び生産調整田面積、（6）構成員の状況等、（7）事業従事者数、（8）投資と資金、（9）経営耕地面積等、（10）決算期

【調査票名】 5 - 経営台帳（任意組織経営体用）

【調査対象】（地域）全国（単位）農業経営体（属性）農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体（抽出枠）平成22年集落営農実態調査

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）212/3,727（配布）職員又は統計調査員（収集）調査員・郵送・オンライン・その他（職員調査）（記入）併用（把握時）年末現在（系統）地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省 - 地方農政局 - 報告者、地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：農林水産省 - 地方農政局 - 地域センター - 報告者、農林水産省 - 地方農政局 - 報告者、北海



道：農林水産省 - 北海道農政事務所 - 地域センター - 報告者、農林水産省 - 北海道農政事務所 - 報告者、沖縄県：農林水産省 - 内閣府沖縄総合事務局 - 農林水産センター - 報告者、地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）：農林水産省 - 地方農政局 - 取りまとめ地域センター - （地域センター） - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年

【調査事項】 1．建物及び自動車・農機具（1）総括表（種類、構造、新古区分、取得年月、取得価額、年始め延べ面積、農業、農外、家計の負担割合、部門別の負担割合等）（2）異動表（異動事由、異動年月、種類、構造、異動延べ面積） 2．植物（1）総括表（種類、品種、植栽年月、取得価額又は成園価額、年始め植栽面積）（2）異動表（異動事由、異動年月、種類、品種、植栽年月、異動面積） 3．牛馬（1）総括表（種類、品種、販売目的区分、性別、生産年月、成畜に達した年月、取得年月、取得価額、年始頭数等）（2）異動表（異動事由、異動年月、種類、品種、性別、生産年月、成畜に達した年月、頭数等） 4．中小動物（種類、品種、性別、生産年月、取得年月、頭羽数） 5．現物在庫（1）未処分農産物（品目、数量）（2）農業生産資材（品名、該当部門、数量） 6．現金・預貯金等及び借入金（1）現金・預貯金及び売掛未収入金（区分、名称、年始め現在高、農業負担割合、年末現在高、農業負担割合）（2）借入金及び買掛未払金（区分、名称、年始現在高、負担割合、年末現在高、負担割合） 7．調査客体概況（1）水陸稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物及び飼料作物の作付け面積等、（2）野菜及び花きの作付面積、（3）果樹（茶、桑を含む。）の植栽面積等、（4）畜産物の販売状況等、（5）農作業受託及び生産調整田面積、（6）構成員の状況等、（7）事業従事者数、（8）経営耕地面積等、（9）決算期

## 一般統計調査の承認

【調査名】 純粋持株会社実態調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年5月9日

【実施機関】 経済産業省大臣官房調査統計グループ

【目的】 本調査は、我が国の純粋持株会社の活動の実態を明らかにし、純粋持株会社に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 純粋持株会社実態調査票

【公表】 インターネット/印刷物

【備考】 今回の変更は、調査対象の範囲の変更、報告を求める者の数の変更、報告を求めるために用いる方法（オンラインを導入）、調査の周期（毎年1回限り）等である。

【調査票名】 1 - 純粋持株会社実態調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）他の会社の株式を所有することにより、当該会社の活動を支配することを主たる事業とする企業（抽出枠）  
経済センサスー基礎調査結果名簿を基本とし、他の公的統計等をもとに補正して母集団名簿を作成する。

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）約1100 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年3月末日 （系統）  
経済産業省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）毎年5月16日～7月15日

【調査事項】 1．純粋持株会社（単体）の概要、2．純粋持株会社（単体）の業務内容及び従業者数、3．純粋持株会社（単体）の子会社・関連会社の保有数と増減、4．子会社・関連会社への金融機能の実態、5．純粋持株会社（単体）の資産・負債とグループとの関係、6．産業財産権の保有状況・管理体制、7．役員数及び企業統治、8．売上高・営業収益、9．グループ全体として見た場合の事業内容の区分

【調査名】 サービス産業動向調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年5月12日

【実施機関】 総務省統計局統計調査部経済統計課

【目的】 サービス産業の生産・雇用等の状況を把握し、GDPの四半期別速報（QE）を始めとする各種経済指標の精度向上等に資することを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成20年7月から開始された。平成25年1月からは、企業単位の調査を一部導入し、標本数を増加させる調査（以下「拡大調査」という。）を毎年6月に実施するとともに、従前の調査員調査を郵送調査に変更することとしている。

【調査の構成】 1 - サービス産業動向調査1か月目調査票（企業等用） 2 - サービス産業動向調査月次調査票（企業等用） 3 - サービス産業動向調査拡大調査票（企業等用） 4 - サービス産業動向調査1か月目調査票（事業所用） 5 - サービス産業動向調査月次調査票（事業所用） 6 - サービス産業動向調査拡大調査票（事業所用）

【公表】 インターネット及び印刷物（月報（速報）：調査実施月の翌々月下旬、月報（確報）：調査実施月の5か月後の下旬、年報（速報）：調査実施年の年末、年報（確報）：調査実施年の翌年秋頃）

【備考】 今回の変更は、報告を求める期間の変更（拡大調査）、経済センサスからのデータ移送（拡大調査（事業所分））である。

【調査票名】 1 - サービス産業動向調査1か月目調査票（企業等用）

【調査対象】（地域）全国（単位）企業（属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」（中分類「学術・開発研究機関」及び細分類「純粹持株会社」を除く。）、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（小分類「家事サービス業」を除く。）、「教育、学習支援業」（中分類「学校教育」を除く。）、「医療、福祉」（小分類「保健所」、「社会保険事業団体」及び「福祉事務所」を除く。）及び「サービス業（他に分類されないもの）」（中分類「政治・経済・文化団体」、「宗教」及び「外国公務」を除く。）に属する資本金等が1億以上の企業等（ただし、「固定電気通信業」、「移動電気通信業」、「公共放送業（有線放送業を除く）」、「鉄道業」、「航空運輸業」、「郵便業（信書便事業）」については、資本金等が1億円未満の企業等も含めるとする）（抽出枠）センサス - 基礎調査又は経済センサス - 活動調査及び事業所母集団データベース

【調査方法】（選定）全数（客体数）13,000（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎月末現在（系統）総

務省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 毎月 (実施期日) 調査実施月の翌月 20日

【調査事項】 1. 事業活動別月間売上高(収入額)、2. 事業活動別需要の状況、3. 事業従事者数及び内訳

【調査票名】 2 - サービス産業動向調査月次調査票(企業等用)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) 日本標準産業分類に掲げる大分類「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」(中分類「学術・開発研究機関」及び細分類「純粋持株会社」を除く。)、 「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」(小分類「家事サービス業」を除く。)、 「教育、学習支援業」(中分類「学校教育」を除く。)、 「医療、福祉」(小分類「保健所」、「社会保険事業団体」及び「福祉事務所」を除く。)、 及び「サービス業(他に分類されないもの)」(中分類「政治・経済・文化団体」、「宗教」及び「外国公務」を除く。)、 に属する資本金等が1億以上の企業等(ただし、「固定電気通信業」、「移動電気通信業」、「公共放送業(有線放送業を除く)」、「鉄道業」、「航空運輸業」、「郵便業(信書便事業)」については、資本金等が1億円未満の企業等も含めるとする) (抽出枠) センサス - 基礎調査又は経済センサス - 活動調査及び事業所母集団データベース

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 13,000 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎月末現在 (系統) 総務省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 毎月 (実施期日) 調査実施月の翌月 20日

【調査事項】 1. 事業活動別月間売上高(収入額)、2. 事業活動別需要の状況、3. 事業従事者数及び内訳

【調査票名】 3 - サービス産業動向調査拡大調査票(企業等用)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) 日本標準産業分類に掲げる大分類「運輸業、郵便業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」(中分類「学術・開発研究機関」及び細分類「純粋持株会社」を除く。)、 「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」(小分類「家事サービス業」を除く。)、 「教育、学習支援業」(中分類「学校教育」を除く。)、 「医療、福祉」(小分類「保健所」、「社会保険事業団体」及び「福祉事務所」を除く。)、 及び「サービス業(他に分類されないもの)」(中分類「政治・経済・文化団体」、「宗教」及び「外国公務」を除く。)、 に属する資本金等が1億以上の企業等(ただし、「固定電気通信業」、「移動電気通信業」、「公

共放送業（有線放送業を除く）、「鉄道業」、「航空運輸業」、「郵便業（信書便事業）」については、資本金等が1億円未満の企業等も含めるとする）（抽出枠）センサス - 基礎調査又は経済センサス - 活動調査及び事業所母集団データベース

【調査方法】（選定）全数（客体数）9,500（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎年6月末現在（系統）総務省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）1年（実施期日）毎年6月末～7月末

【調査事項】1.経営組織及び資本金等の額、2.企業等の事業活動の内容、3.売上高の計上期間、4.事業活動別年間売上高（収入額）等、5.事業活動別都道府県別年間売上高（収入額）6.事業活動別事業従事者数及び内訳

【調査票名】4 - サービス産業動向調査1か月目調査票（事業所用）

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」（中分類「学術・開発研究機関」及び細分類「純粋持株会社」を除く。）、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（小分類「家事サービス業」を除く。）、「教育、学習支援業」（中分類「学校教育」を除く。）、「医療、福祉」（小分類「保健所」、「社会保険事業団体」及び「福祉事務所」を除く。）及び「サービス業（他に分類されないもの）」（中分類「政治・経済・文化団体」、「宗教」及び「外国公務」を除く。）に属する事業所（主な中分類ごとに設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」及び、企業票で調査対象となった企業の傘下に属する事業所を除く）（抽出枠）センサス - 基礎調査又は経済センサス - 活動調査及び事業所母集団データベース

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）26,000/2,740,000（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎月末現在（系統）総務省 - 民間事業者 - 報告書

【周期・期日】（周期）毎月（実施期日）調査実施月の翌月20日

【調査事項】1.月間売上高（収入額）2.需要の状況、3.事業所の主な事業活動の種類、4.事業従事者数及び内訳

【調査票名】5 - サービス産業動向調査月次調査票（事業所用）

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」（中分類「学術・開発研究機関」及び細分類「純粋

持株会社」を除く。)「宿泊業,飲食サービス業」,「生活関連サービス業,娯楽業」(小分類「家事サービス業」を除く。),「教育,学習支援業」(中分類「学校教育」を除く。),「医療,福祉」(小分類「保健所」,「社会保険事業団体」及び「福祉事務所」を除く。)及び「サービス業(他に分類されないもの)」(中分類「政治・経済・文化団体」,「宗教」及び「外国公務」を除く。)に属する事業所(主な中分類ごとに設けられている小分類「管理,補助的経済活動を行う事業所」及び、企業票で調査対象となった企業の傘下に属する事業所を除く)(抽出枠)センサス-基礎調査又は経済センサス-活動調査及び事業所母集団データベース

【調査方法】(選定)無作為抽出(客体数)26,000/2,740,000(配布)郵送・オンライン(収集)郵送・オンライン(記入)自計(把握時)毎月末現在(系統)総務省-民間事業者-報告者

【周期・期日】(周期)毎月(実施期日)調査実施月の翌月20日

【調査事項】1.月間売上高(収入額),2.需要の状況,3.事業従事者数及び内訳

【調査票名】6-サービス産業動向調査拡大調査票(事業所用)

【調査対象】(地域)全国(単位)事業所(属性)日本標準産業分類に掲げる大分類「情報通信業」,「運輸業,郵便業」,「不動産業,物品賃貸業」,「学術研究,専門・技術サービス業」(中分類「学術・開発研究機関」及び細分類「純粋持株会社」を除く。),「宿泊業,飲食サービス業」,「生活関連サービス業,娯楽業」(小分類「家事サービス業」を除く。),「教育,学習支援業」(中分類「学校教育」を除く。),「医療,福祉」(小分類「保健所」,「社会保険事業団体」及び「福祉事務所」を除く。)及び「サービス業(他に分類されないもの)」(中分類「政治・経済・文化団体」,「宗教」及び「外国公務」を除く。)に属する事業所(主な中分類ごとに設けられている小分類「管理,補助的経済活動を行う事業所」及び、企業票で調査対象となった企業の傘下に属する事業所を除く)(抽出枠)センサス-基礎調査又は経済センサス-活動調査及び事業所母集団データベース

【調査方法】(選定)無作為抽出(客体数)67,000/2,670,000(配布)郵送・オンライン(収集)郵送・オンライン(記入)自計(把握時)毎年6月末現在(系統)総務省-民間事業者-報告者

【周期・期日】(周期)1年(実施期日)毎年6月末~7月末

【調査事項】1.経営組織及び資本金等の額,2.売上高の計上期間,3.年間売上高(収入額)等,4.事業所の主な事業活動の種類,5.事業従事者数及び内訳

【調査名】 家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査全国試験調査  
(平成26年承認)

【承認年月日】 平成26年5月29日

【実施機関】 環境省地球環境局総務課低炭素社会推進室

【目的】 本調査は、家庭部門からの二酸化炭素排出量の効果的な削減対策の推進や立案、削減計画の策定などの基礎資料となる統計調査を創設するにあたり、その全国規模での試験的な調査として、家庭における詳細な二酸化炭素排出実態を把握して、当該統計調査の設計の検討に資する基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - エネルギー使用量調査票、2 - 冬季調査票、3 - 世帯調査票

【公表】 インターネット(e-Stat等)

【調査票名】 1 - エネルギー使用量調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)世帯 (属性)専用住宅に居住する主世帯を対象とする。(抽出枠)住民基本台帳・インターネット調査モニター

【調査方法】 (選定)無作為抽出・有意抽出(モニター調査) (客体数)15,000/48,281,000 (配布)調査員・郵送・オンライン (収集)調査員・郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成26年10月から平成27年9月までの毎月(12か月間) (系統)環境省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成26年10月~平成27年9月

【調査事項】 1.月別エネルギー使用量等、2.属性変化等、3.使用エネルギー等(平成26年10月分(初回)調査のみ)

【調査票名】 2 - 冬季調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)世帯 (属性)専用住宅に居住する主世帯を対象とする。(抽出枠)住民基本台帳・インターネット調査モニター

【調査方法】 (選定)無作為抽出・有意抽出(モニター調査) (客体数)15,000/48,281,000 (配布)調査員・郵送・オンライン (収集)調査員・郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成27年3月末時点 (系統)環境省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成26年10月~平成27年9月

【調査事項】 1.暖房について、2.冬季の給湯について

【調査票名】 3 - 世帯調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)世帯 (属性)専用住宅に居住する主世帯を対象とする。(抽出枠)住民基本台帳・インターネット調査モニター

- 【調査方法】 (選定)無作為抽出・有意抽出(モニター調査) (客体数)15,000 / 48,281,000 (配布)調査員・郵送・オンライン (収集)調査員・郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成27年8月末時点 (系統)環境省 - 民間事業者 - 報告者
- 【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成26年10月~平成27年9月
- 【調査事項】 1.世帯について、2.住宅について、3.家電製品等について、4.給湯について、5.コンロ・調理について、6.車両について



【調査名】 就労条件総合調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年5月30日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室

【目的】 本調査は、主要産業における企業の労働時間制度、定年制等及び賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 就労条件総合調査 調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：調査実施年の10月、詳細：調査実施年の翌年1月）

【備考】 今回の変更は、調査対象の範囲、報告を求める者、調査事項及び報告を求める者の一部変更である。

【調査票名】 1 - 就労条件総合調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類の大分類のうち、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち、家事サービス業を除く。）、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（政治・経済・文化団体、宗教及び外国公務を除く。）に属し、常用労働者30人以上の民間企業（抽出枠）平成24年経済センサス - 基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,300 / 179,000 （配布）郵送・調査員・オンライン （取集）郵送・調査員・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年1月1日現在（一部の項目については、基準日の前年1月から12月までの1年間又は基準日の前々年4月から前年3月までの1年間） （系統）厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年12月1日～翌年1月31日（ただし、廃止や規模縮小により対象外となった企業の代替分の調査については、3月10日までとする。）

【調査事項】 1. 企業の属性に関する事項（1）企業の名称、（2）本社の所在地、（3）企業の主な生産品の名称又は事業の内容、（4）企業全体の全常用労働者数、（5）労働組合の有無、（6）期間を定めずに雇われている労働者数、（7）企業にある業務、2. 労働時間制度に関する事項（1）所定労働時間、（2）週休制、（3）年間休日総数、（4）年次有給休暇、（5）変形労働時間制、（6）

みなし労働時間制、 3 . 定年制等に関する事項 ( 1 ) 定年制、 ( 2 ) 定年後の措置、 4 . 賃金制度に関する事項 ( 1 ) 時間外労働の割増賃金率、 ( 2 ) 諸手当

## 届出統計調査の受理

### (1) 新規

【調査名】 特定化学物質等取扱事業所「大規模災害に関するアンケート調査」  
(平成26年届出)

【受理年月日】 平成26年5月7日

【実施機関】 埼玉県環境部大気環境課

【目的】 東日本大震災以降、喫緊の課題となっている大規模災害発生時における化学物質の環境リスク対策を推進するため特定化学物質適正管理指針の改正を検討するに当たり、その基礎資料として特定化学物質等取扱事業所における現状を把握する必要があるため。

【調査の構成】 1 - 特定化学物質等取扱事業所「大規模災害に関するアンケート調査」票

【調査票名】 1 - 特定化学物質等取扱事業所「大規模災害に関するアンケート調査」票

【調査対象】 (地域)埼玉県全域(ただし、独自に条例を有するさいたま市を除く)(単位)事業所 (属性)特定化学物質等取扱事業所(さいたま市を除く) 埼玉県生活環境保全条例により県に対して取扱量を報告する義務が課されている、「特定化学物質等」を500kg以上取り扱う事業所。(抽出枠)特定化学物質等取扱事業所(さいたま市を除く)

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,445 (配布)郵送・オンライン・その他(FAX) (取集)郵送・オンライン・その他(FAX) (記入)自計 (把握時)平成26年5月 (系統)埼玉県 - 報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成26年5月30日

【調査事項】 1.大規模災害発生時において化学物質に起因する環境リスクの低減を図るためのマニュアル作成の有無及びその進捗状況、2.大規模災害時の環境リスク(火災や漏えい等)を低減するために取っている具体的な対策、3.電源喪失時の対策の有無及びその方法、4.大規模災害発生時の指揮命令系統の確保等のために措置済みのもの、5.従業員教育・訓練のために実施済みのもの、6.環境リスクの程度を把握する方法の採用の有無、及び内容

【調査名】 特定化学物質等取扱事業所「大規模災害に関するアンケート調査」  
(平成26年届出)

【受理年月日】 平成26年5月9日

【実施機関】 さいたま市環境局環境共生部環境対策課

【目的】 東日本大震災以降、喫緊の課題となっている大規模災害発生時における化学物質の環境リスク対策を推進するため必要とされる特定化学物質適正管理指針の改正にあたり、その基礎資料を収集し、特定化学物質等取扱事業所における現状を把握するため。

【調査の構成】 1 - 特定化学物質等取扱事業所「大規模災害に関するアンケート調査」票

【調査票名】 1 - 特定化学物質等取扱事業所「大規模災害に関するアンケート調査」票

【調査対象】 (地域)さいたま市全域 (単位)事業所 (属性)特定化学物質等取扱事業所(さいたま市生活環境の保全に関する条例により市への報告義務が課されている、「特定化学物質等」を500kg以上取り扱う事業所。) (抽出枠)特定化学物質等取扱事業所

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)151 (配布)郵送 (取集)郵送・その他 (FAX) (記入)自計 (把握時)平成26年5月 (系統)さいたま市 - 報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成26年5月30日

【調査事項】 1.大規模災害を想定した、化学物質に起因する環境リスク低減を図るためのマニュアルの作成の有無及びその進捗状況、2.大規模災害時の事故防止のために取っている具体的な対策、3.電源喪失時の対策の有無及びその方法、4.大規模災害発生時の指揮命令系統の確保等のために措置済みのもの、5.従業員教育・訓練のために実施済みのもの、6.環境リスクの程度を把握する方法の採用の有無及び内容

【調査名】 消費税増税後の地域経済状況調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年5月12日

【実施機関】 宮崎県総合政策部統計調査課

【目的】 平成26年4月に実施された消費税増税について、その後の宮崎県経済への影響を把握し、今後の政策に生かすための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 消費税増税後の地域経済状況調査票（事業所用） 2 - 消費税増税後の地域経済状況調査票（団体用）

【調査票名】 1 - 消費税増税後の地域経済状況調査票（事業所用）

【調査対象】 （地域）宮崎県全域 （単位）事業所及び経済関係団体 （属性）県内に所在する事業所及び経済関係団体（抽出枠）景気や増税の影響を受けやすいと考えられる事業所及び経済関係団体から有意抽出

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）約200/50,000（配布）郵送・オンライン・その他（職員、FAX、電話）（収集）郵送・オンライン・その他（職員、FAX、電話）（記入）自計（把握時）平成26年4月から9月まで（系統）宮崎県 - 報告者

【周期・期日】（周期）平成26年5月・7月・9月の3回限り（実施期日）平成26年5月・7月・9月のそれぞれの中旬～下旬

【調査事項】 消費税増税の影響、現在の業況、今後の業況の見通し

【調査票名】 2 - 消費税増税後の地域経済状況調査票（団体用）

【調査対象】 （地域）宮崎県全域 （単位）事業所及び経済関係団体 （属性）県内に所在する事業所及び経済関係団体（抽出枠）景気や増税の影響を受けやすいと考えられる事業所及び経済関係団体から有意抽出

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）約50/500（配布）郵送・オンライン・その他（職員、FAX、電話）（収集）郵送・オンライン・その他（職員、FAX、電話）（記入）自計（把握時）平成26年4月から9月まで（系統）宮崎県 - 報告者

【周期・期日】（周期）平成26年5月・7月・9月の3回限り（実施期日）平成26年5月・7月・9月のそれぞれの中旬～下旬

【調査事項】 消費税増税の影響、現在の業況、今後の業況の見通し

【調査名】 静岡市重症心身障がい児（者）支援事業ニーズ調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年5月16日

【実施機関】 静岡市保健福祉局福祉部障害者福祉課

【目的】 重度の心身障がいのある児童および成人が必要とする支援の実態を把握し、必要な施策を行うための基礎とする。

【調査の構成】 1 - 静岡市重症心身障がい児（者）支援事業ニーズ調査票

【調査票名】 1 - 静岡市重症心身障がい児（者）支援事業ニーズ調査票

【調査対象】 （地域）静岡市内 （単位）個人 （属性）肢体不自由1級又は2級の身体障害者手帳及び療育手帳Aを所有している児（者） （抽出枠）静岡市福祉システムに登録のある上記属性的範囲の該当者

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）473 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成26年7月1日（一部の項目については、平成26年3月31日現在 （系統）静岡市 - 報告者

【周期・期日】 （周期）不定期 （実施期日）平成26年7月1日から7月15日まで

【調査事項】 性別、住まい、医療ケア、介護者、日中の活動、福祉サービス利用状況

【調査名】 第12期 市政アドバイザー 第4回意識調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年5月19日

【実施機関】 神戸市市民参画推進局参画推進部広聴課

【目的】 具体的施策や事業についての意見を求めるほか、市民生活に関する意識を市の事業や施策を実施していく上での参考とする。

【調査の構成】 1 - 第12期 市政アドバイザー 第4回意識調査票

【調査票名】 1 - 第12期 市政アドバイザー 第4回意識調査票

【調査対象】 （地域）市内全域 （単位）市民 （属性）20歳以上、80歳未満の市民 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,062 / 1,170,930 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）神戸市 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年6月17日～6月30日

【調査事項】 1．消費税に関する事項、2．地球温暖化に関する事項、3．住宅の耐震化に関する事項、4．男女共同参画に関する事項、5．防犯カメラの設置に関する事項

【調査名】 滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年5月22日

【実施機関】 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局企画・家庭福祉チーム

【目的】 ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭およびひとり暮らし寡婦）の生活実態を把握し、福祉施策の構築および推進にあたり必要な基礎資料を得るため。

【調査の構成】 1 - 滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査票（母子家庭用） 2 - 滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査票（父子家庭用） 3 - 滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査票（ひとり暮らし寡婦用）

【調査票名】 1 - 滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査票（母子家庭用）

【調査対象】 （地域）県内全域 （単位）母子家庭 （属性）母子家庭 （抽出枠）母集団名簿（母子家庭：児童扶養手当受給資格者台帳および福祉医療受給券台帳）

【調査方法】 （選定）層化一段無作為抽出法（母子家庭：市町村別母子家庭世帯数比例割当数）（客体数）約4000 / 14681（母集団数：母子家庭（13142）、父子家庭（1304）、ひとり暮らし寡婦（235））（配布）郵送・その他（市町職員）（収集）郵送・その他（市町職員）（記入）自計（ただし、外国人（日本語調査票が解読できない場合）には、市町に配置の通訳者を介してヒアリングにより実施。）（把握時）平成26年6月1日（系統）配布：滋賀県 - 民間事業者 - 報告者、回収：報告者 - 滋賀県、報告者 - 市町 - 滋賀県（報告者が外国人で、日本語調査票が解読できない場合）

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成26年6月1日～6月30日

【調査事項】 1 - 世帯の状況、2 - ひとり親家庭となった経緯、3 - 養育費および面会交流の状況、4 - 住居の状況、5 - 就労状況、6 - 生計の状況、7 - 家事・健康の状況、7 - 子どもの状況、8 - 支援施策について

【調査票名】 2 - 滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査票（父子家庭用）

【調査対象】 （地域）県内全域 （単位）父子家庭 （属性）父子家庭 （抽出枠）母集団名簿（父子家庭：児童扶養手当受給資格者台帳および福祉医療受給券台帳）

【調査方法】 （選定）層化一段無作為抽出法（父子家庭：市町村別父子家庭世帯数比例割当数）（客体数）約4000 / 14681（母集団数：母子家庭（13142）、父子家庭（1304）、ひとり暮らし寡婦（235））（配布）郵送・その他（市町職員）（収集）郵送・その他（市町職員）（記入）自計（ただし、外国人（日本語調査票が解読できない場合）には、市



町に配置の通訳者を介してヒアリングにより実施。) (把握時)平成26年6月1日 (系統)配布:滋賀県-民間事業者-報告者、回収:報告者-滋賀県、報告者-市町-滋賀県(報告者が外国人で、日本語調査票が解読できない場合)

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成26年6月1日~6月30日

【調査事項】 1-世帯の状況、2-ひとり親家庭となった経緯、3-養育費および面会交流の状況、4-住居の状況、5-就労状況、6-生計の状況、7-家事・健康の状況、7-子どもの状況、8-支援施策について

【調査票名】 3-滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査票(ひとり暮らし寡婦用)

【調査対象】 (地域)県内全域 (単位)ひとり暮らし (属性)ひとり暮らし寡婦(ひとり暮らし寡婦については、現にひとり暮らしの40歳以上65歳未満の配偶者のいない女子とする(ただし、未婚かつ子のない者は除く。)) (抽出枠)母集団名簿 (福祉医療受給券台帳)

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)約4000/14681 (母集団数:母子家庭(13142)、父子家庭(1304)、ひとり暮らし寡婦(235)) (配布)郵送・その他(市町職員) (収集)郵送・その他(市町職員) (記入)自計 (ただし、外国人(日本語調査票が解読できない場合)には、市町に配置の通訳者を介してヒアリングにより実施。) (把握時)平成26年6月1日 (系統)配布:滋賀県-民間事業者-報告者、回収:報告者-滋賀県、報告者-市町-滋賀県(報告者が外国人で、日本語調査票が解読できない場合)

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成26年6月1日~6月30日

【調査事項】 1-世帯の状況、2-ひとり親家庭となった経緯、3-養育費および面会交流の状況、4-住居の状況、5-就労状況、6-生計の状況、7-家事・健康の状況、7-子どもの状況、8-支援施策について

【調査名】 手話に関するアンケート（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年5月26日

【実施機関】 鳥取県福祉保健部障がい福祉課

【目的】 平成25年10月に成立した鳥取県手話言語条例に基づき、総合的・計画的に手話の普及、手話が使いやすい環境整備を進めるため、10年後の鳥取県が目指すべき方向性を示す「鳥取県手話施策推進計画」を策定することにした。この計画案の検討に当たっては、ろう者、手話通訳者等の経験談、県民の手話に対する認識などを考慮してより効果的な計画を策定したいと考えており、アンケートはこれらの経験談、認識を把握することを目的としている。

【調査の構成】 1 - 手話に関するアンケート票（ろう者） 2 - 手話に関するアンケート票（手話関係者） 3 - 手話に関するアンケート票（県民）

【調査票名】 1 - 手話に関するアンケート票（ろう者）

【調査対象】 （地域）鳥取県全域 （単位）ろう者 （属性）ろう者 （抽出枠）ろう者、手話関係者アンケートの趣旨を考慮し、当事者であるろう者及び手話関係者等を抽出

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）300 / 500 （配布）その他（電子メール、ファクシミリ、直接記入） （収集）郵送・オンライン・その他（電子メール、ファクシミリ、直接記入） （記入）自計・他計 （把握時）平成26年6月7日～7月25日のうち、報告者が調査票に記入した日 （系統）鳥取県 - 関係団体 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年6月7日～7月25日

【調査事項】 ろう者を取り巻く状況

【調査票名】 2 - 手話に関するアンケート票（手話関係者）

【調査対象】 （地域）鳥取県全域 （単位）手話関係者 （属性）1 . 手話通訳者、手話奉仕員、2 . 全国手話通訳問題研究会鳥取支部、手話サークル （抽出枠）ろう者、手話関係者アンケートの趣旨を考慮し、当事者であるろう者及び手話関係者等を抽出

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）200 / 450 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン・その他（電子メール、ファクシミリ） （記入） （把握時）平成26年6月7日～7月25日のうち、報告者が調査票に記入した日 （系統）1 . 鳥取県 - 関係団体 - 報告者(全国手話通訳問題研究会鳥取支部、手話サークル)、2 . 鳥取県 - 報告者(手話通訳者、手話奉仕員)

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年6月7日～7月25日

【調査事項】 1 . ろう者を取り巻く状況、2 . 手話関係者を取り巻く状況、3 . 手話学

## 習に関する意欲等

【調査票名】 3 - 手話に関するアンケート票（県民）

【調査対象】（地域）鳥取県全域（単位）県民（属性）県民（県政参画電子アンケート会員）（抽出枠）ろう者、手話関係者アンケートの趣旨を考慮し、当事者であるろう者及び手話関係者等を抽出

【調査方法】（選定）全数（客体数）470（配布）その他（電子メール）（収集）オンライン（記入）（把握時）平成26年6月7日～7月25日のうち、報告者が調査票に記入した日（系統）鳥取県 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成26年6月7日～7月25日

【調査事項】 1. ろう者を取り巻く状況、2. 手話関係者を取り巻く状況、3. 手話学習に関する意欲等

【調査名】 いわて女性の活躍促進に関するアンケート（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年5月28日

【実施機関】 岩手県環境生活部若者女性協働推進課

【目的】 岩手県における女性の活躍促進に係る事業所等の現状とニーズを把握し、女性の活躍促進を効果的に進めるための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - いわて女性の活躍促進に関するアンケート調査票

【調査票名】 1 - いわて女性の活躍促進に関するアンケート調査票

【調査対象】 （地域）県内全域 （単位）事業所 （属性）岩手県内に所在する従業者規模10人以上の民営事業所（抽出枠）2014年版岩手会社年鑑から、従業者規模10人以上の事業所を対象とし、従業者規模100人以上の事業所は全て、100人未満事業所は無作為抽出する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）1,000/12,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成26年6月30日現在、平成25年度期末時点：平均年齢（男女別）平均勤続年数（男女別）（系統）県 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成26年7月1日～平成26年7月31日

【調査事項】 1 - 事業所の概要、2 - 事業所の現状（1．常用労働者数（男女別）2．管理職数（男女別）3．役員数（男女別）4．女性登用目標の有無及び有の場合はその内容、5．平均年齢（男女別）6．平均勤続年数（男女別）7．注記）3 - 女性の活躍促進について（1．女性管理職・役員に関する事項、2．女性従業員の職業意識の向上に関する事項、3．女性のキャリア形成（就業継続）に関する事項、4．女性の能力発揮のための行政施策に関する事項）

【調査名】 ミドルエイジ（35歳～54歳層）の採用に関する調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年5月28日

【実施機関】 大阪府商工労働部商工労働総務課

【目的】 小子化の進行に伴って若年人口や若年就業者の減少が見込まれる中で、高度な経営課題へ対応しつつ、事業基盤の強化を図っていく上で、企業等法人においては就業経験やスキルを持つ35～54歳のミドルエイジの人材活用が今後一層重要性を増すと考えられる。こうした中で、離職したミドルエイジの求職者を、よりの確かつ円滑に就業に結びつけていく社会的必要性が高まってきている。本調査は、このような状況を踏まえ、企業等法人におけるミドルエイジの採用状況や採用選考の方針やポイント、採用の課題等について明らかにし、大阪府の実施している職業訓練を始めとする雇用推進のためのより効果的な施策検討のための基礎資料を提供することを目的とする。

【調査の構成】 1 - ミドルエイジ（35歳～54歳層）の採用に関する調査票

【調査票名】 1 - ミドルエイジ（35歳～54歳層）の採用に関する調査票

【調査対象】 （地域）大阪府内全域 （単位）法人 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する法人のうち、企業常用雇用者20人以上の規模のもの（抽出枠）事業所母集団データベース（平成24年次フレーム（更新版））

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000 / 21,475 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成26年5月末日 （系統）大阪府 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年6月25日～7月15日

【調査事項】 1. 企業・法人の概要、2. 企業・法人の社員・職員の状況、3. 最近3年間のミドルエイジの採用の状況と今後の方向、4. 仕事と生活の両立支援

【調査名】 児童生徒の食生活等実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年5月28日

【実施機関】 香川県教育委員会事務局保健体育課

【目的】 本調査は、児童生徒の家庭における食生活等の実態を把握し、学校給食の食事内容の改善や食に関する指導の充実に役立てるとともに、家庭との連携を深めることにより、児童生徒の望ましい食習慣作りを図るための検討の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 食物摂取頻度調査調査票、2 - 食生活アンケート調査票

【調査票名】 1 - 食物摂取頻度調査調査票

【調査対象】 （地域）香川県内全域 （単位）児童生徒 （属性）小学校5年生児童、中学校2年生生徒

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）2,500 / 18,200 （配布）その他（学校で調査）（収集）その他（学校で調査）（記入）自計（把握時）調査実施年の7月（系統）県教育委員会 - 市町（学校組合）教育委員会 - 該当小中学校 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3～4年 （実施期日）6月下旬～8月下旬

【調査事項】 家庭における児童生徒の食品群等の食物摂取頻度等

【調査票名】 2 - 食生活アンケート調査票

【調査対象】 （地域）香川県内全域 （単位）児童生徒 （属性）小学校5年生児童、中学校2年生生徒

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）2,500 / 18,200 （配布）その他（学校で調査）（収集）その他（学校で調査）（記入）自計（把握時）調査実施年の7月（系統）県教育委員会 - 市町（学校組合）教育委員会 - 該当小中学校 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3～4年 （実施期日）6月下旬～8月下旬

【調査事項】 食習慣等の状況

## (2) 変更

【調査名】 佐賀県労働条件等実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年5月8日

【実施機関】 佐賀県農林水産商工本部雇用労働課

【目的】 佐賀県内の民間企業に雇用されている労働者の労働時間、その他の労働条件に関する基本的事項を調査し、その実態を明らかにして佐賀県内事業所の労働環境の整備を図るための施策の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 佐賀県労働条件等実態調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める者及び報告を求める事項の変更等である。

【調査票名】 1 - 佐賀県労働条件等実態調査票

【調査対象】 （地域）佐賀県全域 （単位）事業所 （属性）「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する従業者規模（常用雇用）が30人以上の民間事業所（抽出枠）平成24年経済センサス-活動調査 調査区別民営事業所名簿データより無作為に抽出する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）350 / 1,700 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年8月31日現在 （系統）佐賀県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年8月末日～9月16日

【調査事項】 1. 事業所の概要、2. 労働時間制度、3. 育児・介護休業等制度、4. その他の制度

【調査名】 賃金等調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年5月14日

【実施機関】 福岡県福祉労働部労働局労働政策課

【目的】 県内の民営事業所に雇用される常用労働者及びパートタイム労働者の平均賃金等労働条件の実態及び賃上げの状況を明らかにすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 賃金等調査票1 2 - 賃金等調査票2

【備考】 今回は、報告を求める事項、報告を求める期間の変更である。

【調査票名】 1 - 賃金等調査票1

【調査対象】 （地域）福岡県全域 （単位）事業所 （属性）従業者数30人以上の民営事業所 （抽出枠）平成24年経済センサスの事業所名簿のうち、従業員数30人以上の事業所を地区別、産業別に無作為に抽出

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,200/226,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年7月31日現在又は7月1か月間 （系統）福岡県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年7月上旬～8月中旬

【調査事項】 1.事業所の現況、2.7月の従業員の平均支給賃金額等、3.新規学卒者の初任給、4.モデル賃金（「諸手当の支給状況」「モデル退職金」「モデル賃金」の3項目を交代で調査）、5.休日・休暇の現況

【調査票名】 2 - 賃金等調査票2

【調査対象】 （地域）福岡県全域 （単位）事業所 （属性）従業者数30人以上の民営事業所 （抽出枠）平成24年経済センサスの事業所名簿のうち、従業員数30人以上の事業所を地区別、産業別に無作為に抽出

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,200/226,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年7月31日現在又は7月1か月間 （系統）福岡県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年7月上旬～8月中旬

【調査事項】 1.事業所の名称、組合員の平均勤続年数、平均年齢、2.春季賃上げ要求・妥結状況、3.夏季一時金要求・妥結状況、4.年末一時金要求・妥結状況



【調査名】 東京の中小企業の現状に関するアンケート調査(流通産業編)(平成26年届出)

【受理年月日】 平成26年5月19日

【実施機関】 東京都産業労働局商工部調整課

【目的】 本調査は、東京都産業労働局商工部調整課が「東京の中小企業の現状」を作成するために実施する。「東京の中小企業の現状」は、東京都内に立地する中小企業の経営実態を実証的に把握し、経営活動と経営環境に対する認識状況等の分析を通じて、都内で経営を維持発展させていくための経営課題等を抽出するとともに、産業振興のための課題を検討することを目的とする。今年度は流通産業を対象として作成する。

【調査の構成】 1 - 「東京の中小企業の現状」アンケート調査(卸売業) 調査票、 2 - 「東京の中小企業の現状」アンケート調査(小売業) 調査票

【備考】 今回は、調査対象の範囲、報告を求める者、報告を求める事項、報告を求める期間の変更である。

【調査票名】 1 - 「東京の中小企業の現状」アンケート調査(卸売業) 調査票

【調査対象】 (地域)東京都全域(島しょを除く。)(単位)企業(属性)中小企業基本法に基づく中小企業で、卸売業、小売業に分類される企業(常用雇用者規模100人以下又は資本金1億円以下)(抽出枠)事業所母集団データベース・平成24年次フレーム(更新版)

【調査方法】 (選定)無作為抽出(客体数)3,000/26,000(配布)郵送(収集)郵送(記入)自計(把握時)6月30日時点(系統)東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年(実施期日)発送:7月中旬、提出期限:7月下旬~8月上旬

【調査事項】 1.回答企業の属性(従業員規模、創業年、資本金、業種等) 2.創業(経緯、事業承継等) 3.売上高等の業績(売上高、経常損益等) 4.販売活動の状況(販売先の変化、問題点等) 5.その他

【調査票名】 2 - 「東京の中小企業の現状」アンケート調査(小売業) 調査票

【調査対象】 (地域)東京都全域(島しょを除く。)(単位)企業(属性)中小企業基本法に基づく中小企業で、卸売業、小売業に分類される企業(常用雇用者規模50人以下又は資本金5千万円以下)(抽出枠)事業所母集団データベース・平成24年次フレーム(更新版)

【調査方法】 (選定)無作為抽出(客体数)7,000/29,000(配布)郵送(収集)郵送(記入)自計(把握時)6月30日時点(系統)東

京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 発送：7月中旬、提出期限：7月下旬～8月上旬

【調査事項】 1. 回答企業の属性(従業員規模、創業年、資本金、業種等) 2. 創業(経緯、事業承継等) 3. 売上高等の業績(売上高、経常損益等) 4. 販売活動の状況(販売先の変化、問題点等) 5. その他

【調査名】 広島県職場環境実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年5月26日

【実施機関】 広島県商工労働局雇用労働政策課

【目的】 本調査は、広島県内の企業における職場環境の整備状況等の実態を調査して明らかにし、効果的な行政施策を行うための基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 事業主調査票、2 - 男性従業員調査票、3 - 女性従業員調査票、4 - パートタイム従業員調査票

【備考】 今回の変更は、調査対象の範囲、報告を求める者、報告を求める事項及び報告を求める期間の変更である。

【調査票名】 1 - 事業主調査票

【調査対象】 （地域）広島県内全域 （単位）事業所 （属性）事業所母集団データベース（平成24年次フレーム（更新版））において常用労働者数10人以上の民営の本所（単独事業所を含む。）事業所（農林漁業及び鉱業を除く産業に属する。）（抽出枠）事業所母集団データベース（平成24年次フレーム（更新版））対象企業等名簿を用いて、無作為抽出する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）2,500/11,285（配布）郵送（収集）郵送・その他（FAX回答可）（記入）自計（把握時）毎年6月1日（系統）県 - 報告者

【周期・期日】（周期）1年（実施期日）毎年6月1日～19日

【調査事項】 事業所の状況、事業所の従業員の状況、女性の配置・昇進、女性のキャリア形成、仕事と育児の両立、仕事と介護の両立、仕事と家庭の両立、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、障害者の雇用、高齢者の雇用、若年者の雇用、大学生等のインターンシップ、非正規社員の処遇改善等、行政への要望

【調査票名】 2 - 男性従業員調査票

【調査対象】 （地域）広島県内全域 （単位）男性正社員 （属性）事業主調査票の対象事業所に勤務する男性正社員（抽出枠）事業主調査票の対象事業所において、男性正社員1名を無作為に抽出する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）2,500（配布）郵送（収集）郵送・その他（FAX回答可）（記入）自計（把握時）毎年6月1日（系統）県 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）毎年6月1日～19日

【調査事項】 働いている事業所と自分自身について、就業意識について、キャリアアップ、女性の能力発揮、管理職への登用、仕事と育児の両立、仕事と介護の両

立、仕事と家庭の両立、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、行政への要望

**【調査票名】 3 - 女性従業員調査票**

**【調査対象】** (地域) 広島県内全域 (単位) 女性正社員 (属性) 事業主調査票の対象事業所に勤務する女性正社員 (抽出枠) 事業主調査票の対象事業所において、女性正社員1名を無作為に抽出する。

**【調査方法】** (選定) 無作為抽出 (客体数) 2,500 (配布) 郵送 (収集) 郵送・その他(FAX回答可) (記入) 自計 (把握時) 毎年6月1日 (系統) 県 - 報告者

**【周期・期日】** (周期) 3年 (実施期日) 毎年6月1日～19日

**【調査事項】** 働いている事業所と自分自身について、就業意識について、キャリアアップ、女性の能力発揮、管理職への登用、仕事と育児の両立、仕事と介護の両立、仕事と家庭の両立、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、行政への要望

**【調査票名】 4 - パートタイム従業員調査票**

**【調査対象】** (地域) 広島県内全域 (単位) パートタイム従業員 (属性) 事業主調査票の対象事業所に勤務するパートタイム従業員 (抽出枠) 事業主調査票の対象事業所において、パートタイム従業員1名を無作為に抽出する。

**【調査方法】** (選定) 無作為抽出 (客体数) 2,500 (配布) 郵送 (収集) 郵送・その他(FAX回答可) (記入) 自計 (把握時) 毎年6月1日 (系統) 県 - 報告者

**【周期・期日】** (周期) 3年 (実施期日) 毎年6月1日～19日

**【調査事項】** 働いている事業所と自分自身について、就業意識について、キャリアアップ、女性の能力発揮、管理職への登用、仕事と育児の両立、仕事と介護の両立、仕事と家庭の両立、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、行政への要望

【調査名】 北九州市障害児・者等実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年5月27日

【実施機関】 北九州市保健福祉局障害福祉部障害福祉課

【目的】 「北九州市障害福祉計画」策定の基礎資料とするために、北九州市内に居住する障害児・者を対象に、その生活実態や本市の障害福祉施策に関する要望などについての調査・分析を行う。

【調査の構成】 1 - 身体障害者用調査票、2 - 知的障害者用調査票、3 - 精神障害者用調査票、4 - 障害児用調査票、5 - 発達障害者用調査票、6 - 難病患者用調査票

【備考】 今回の変更は、調査の目的、調査対象の範囲、報告を求める者、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間及び報告を求める期間の変更である。

【調査票名】 1 - 身体障害者用調査票

【調査対象】 （地域）北九州市内（単位）個人（属性）北九州市内に住民票のある身体障害者（抽出枠）北九州市で保管している障害者手帳所持者の名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）2,200/52,307（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成26年5月1日現在（系統）北九州市 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成26年6月下旬～7月中旬

【調査事項】 1. 障害者自身のこと（年齢等）、2. 住まい、3. 暮らし、4. 収入、5. 仕事、6. 外出状況、7. 余暇活動や社会的活動 等

【調査票名】 2 - 知的障害者用調査票

【調査対象】 （地域）北九州市内（単位）個人（属性）北九州市内に住民票のある知的障害者（抽出枠）北九州市で保管している障害者手帳所持者の名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）1,000/9,636（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成26年5月1日現在（系統）北九州市 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成26年6月下旬～7月中旬

【調査事項】 1. 障害者自身のこと（年齢等）、2. 住まい、3. 暮らし、4. 収入、5. 仕事、6. 外出状況、7. 余暇活動や社会的活動 等

【調査票名】 3 - 精神障害者用調査票

【調査対象】 （地域）北九州市内（単位）個人（属性）北九州市内に住民票のある精神障害者（抽出枠）北九州市で保管している障害者手帳所持者及び自立支援医療（精神通院医療）対象者受給者証交付者の名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）600 / 19,007（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成26年5月1日現在（系統）北九州市 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成26年6月下旬～7月中旬

【調査事項】1. 障害者自身のこと（年齢等）、2. 住まい、3. 入院中の方のこと、4. 通院の状況、5. 通所の状況、6. 入所中の方のこと、7. 施設を利用する際の不満・問題点について、8. 心身の状況や日常生活のこと、9. 生きがいや将来の目標、10. 生活費や仕事等、11. 外出状況、12. 余暇活動や社会的活動、等

【調査票名】4 - 障害児用調査票

【調査対象】（地域）北九州市内（単位）個人（属性）北九州市内に住民票のある身体及び知的障害児（抽出枠）北九州市で保管している障害者手帳所持者の名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）400 / 2,796（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成26年5月1日現在（系統）北九州市 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成26年6月下旬～7月中旬

【調査事項】1. 障害児自身のこと（年齢等）、2. 住まい、3. 暮らし、4. 収入、5. 日常生活、6. 学校教育、7. 外出状況、8. 余暇活動や社会的活動 等

【調査票名】5 - 発達障害者用調査票

【調査対象】（地域）北九州市内（単位）個人（属性）北九州市内に住民票のある発達障害児・者（抽出枠）関係団体から推薦された障害児・者

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）300（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成26年5月1日現在（系統）北九州市 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成26年6月下旬～7月中旬

【調査事項】1. 障害児・者自身のこと（年齢等）、2. 住まい、3. 暮らし、4. 生活費や仕事等、5. 外出状況、6. 余暇活動や社会的活動 等

【調査票名】6 - 難病患者用調査票

【調査対象】（地域）北九州市内（単位）個人（属性）北九州市内に住民票のある難病患者（抽出枠）関係団体から推薦された障害児・者

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）200（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成26年5月1日現在（系統）北九州市 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成26年6月下旬～7月中旬

【調査事項】 1. 障害者自身のこと（年齢等） 2. 住まい、3. 暮らし、4. 仕事、  
5. 外出状況、6. 余暇活動や社会的活動 等

【調査名】 工業基本調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年5月30日

【実施機関】 栃木県産業労働観光部工業振興課

【目的】 県内製造業の実態を把握するとともに、平成27年度に策定する「次期とちぎ産業プラン」の基礎資料を得る

【調査の構成】 1 - 工業基本調査票

【備考】 今回は、報告を求める者、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間、報告を求める期間の変更である。

【調査票名】 1 - 工業基本調査票

【調査対象】 （地域）栃木県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に揚げる「製造業」に属し、従業者数が4人以上の事業所 （抽出枠）平成24年工業統計調査準備調査名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,500 / 4,590 （配布）郵送（収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成26年7月1日現在 （系統）栃木県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成26年6月25日～7月31日

【調査事項】 1．企業概要、2．経済取引・下請取引・雇用・技術・情報・資金調達・市場開拓・新分野進出の実態、3．経営環境の変化、4．今後の経営方針、6．行政への要望等